

一般質問



中心市街地(山の手2丁目)に移転したまちづくり推進課の事務所

鳥獣保護区等の安全について

質問(花塚直孝議員) 那珂川堤防沿いを鳥獣保護区等にできないか伺います。

答弁(市長) 現在本市では、鳥獣保護区域が琵琶池、龍城公園、那須神社、羽田沼、八溝山、黒羽城址公園、雲巖寺、那須スポーツパーク付近を含む八箇所といわゆる銃猟禁止区域は、ゴルフ場などの二十二箇所が指定されています。その中で、那珂川流域の鳥獣保護区域は、黒羽城址公園付近の一箇所と銃猟

禁止区域は、北から中野内の余笹川左岸、寒井鮎ヶ瀬の那珂川右岸、片田のポツポ農園付近の那珂川両岸、佐良土のながわ水遊園付近の那珂川両岸の四箇所です。

近年狩猟に対する住民意識の変化から、特に、平野部において銃猟禁止区域の指定要望が増加しております。本市においても、平成十八年十一月に蛇尾川堤防の管理用道路が付近住民の散歩コースとなってい

中心市街地活性化基本計画について

質問(印南久雄議員) 先ごろ国から認可された基本計画はどのようなものか伺います。

答弁(市長) 中心市街地活性化協議会等の意見を聴取し作成された基本計画案を、平成十九年十月に内閣府に提出。その後、内閣府との事前相談を経て、去る平成二十年十一月十一日付で内閣総理大臣の認定を受けたところであり、県内では本市が第一号であります。国は認定された自治体に対し「選択と

集中」という基本方針を基に重点的な支援を行うとしております。本市の基本計画は、計画期間を平成二十年十一月から平成二十六年三月までの五年五カ月とし、事業実施エリアを九十八ヘクタールと定め、更に中心市街地活性化の目標を大きく三つの柱に集約し、事業を展開して参りたいと考えております。その目標の一つの柱として「多様な市民活動の集約と発信による賑わいの創出」、二つ

目の柱として、「ひとにやさしい街なか居住の推進」、三つ目の柱として「地域特性を踏まえた商業の振興」としております。今後、これらの目標を踏まえ、ソフト、ハード事業として三十六事業を実施していく予定であり、大規模な事業としては、国道四〇〇号の金灯籠交差点から日赤入口交差点までの拡幅・無電柱化事業、Cブロッック再開発事業、多目的公園整備事業、回遊路整備事業、金灯籠ポケットパーク整備事業などであり、ソフト事業と絡めてより効果的な事業の推進を図っていきたいと考えております。

ることなど銃器による事故の発生を未然に防ぐため銃猟禁止区域の拡大を行った事例もあります。

那珂川堤防沿いは鳥獣保護区の指定も一案であります。或いは、地域住民の憩いの場としての安全を図る意味合いからは、銃猟禁止区域の指定の方法も考えられるのではないかと考えております。特に、銃猟禁止区域の指定は、毎年栃木県から照会があり、その都度、要望がある場合には銃猟禁止区域の要望を提出しておりますので、指定は可能かと思われ



那珂川の堤防沿いには民家も建ち並び